

事務連絡

介護福祉課介護給付係

平素は業務ご多忙の中、本市介護保険「認定調査」にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

日頃、提出頂いた認定調査票の確認（定義との不整合、特記事項とチェックとの不整合、介護の手間、頻度の記載不足等々）にあたり問い合わせ、及び修正業務を行っておりますが、その業務に時間を要す状況が続いております。お忙しい中での認定調査にて大変ご苦勞されているかと思いますが、適正な認定を推進する為今一度充分確認の上、提出をお願いします。

以下に記載する内容は、問い合わせをする機会が多い内容となっておりますので、ご確認下さい。

問い合わせが多い内容

■頻度の記載で「多い」・「よくある」・「時々」など人によってイメージする回数に幅がある特記

例：排尿は失禁している事が多くなっている。その時はパットの交換介助をしている

?

“以前に比べると多くなっている” という意味？

それとも“1日の中でも失禁している頻度の方が多い”？

調査員によって、どちらの判断で記載されているかに違いがあり、確認が必要となっております

分かりやすい特記例

「1日8回程度自分でトイレに行き排泄するが、1・2回は間にあわず失禁する。失禁時はパットの交換介助を行う。より頻回な状況より“介助されていない”とした」

例：直前の事を忘れる事が多くなった（よくある）と家族は言う。

？

“以前と比べると多くなった” という意味？

それとも“直前の事を忘れている頻度の方が多い”？

調査員によって、どちらの判断で記載されているかに違いがあり、確認が必要となっています

分かりやすい特記

「調査時3点確認は正答であったが、日頃直前の事を忘れている事の方がより多くなっている為、“できない”とした。」

※因みに3-4「短期記憶」の定義は、「直前にしていたこと」の記憶なので、例えば、直前に食べたメニューが分かるかどうか、ではなく食べたこと自体を覚えているかどうか

■主語がない特記

例：・訪問の度にある ← 誰の訪問？頻度は？

・よく忘れると聞く ← 誰から聞く？（本人？家族？）

■頻度や介護の手間の記載がない特記

（3-8「徘徊」／3-9「外出すると戻れない」／4群）

- ・頻度の記載（注：「週1回以上」という記載では明確な頻度は伝わらない）
- ・行動に対する介護の手間の内容（特に手間は生じてない場合、その旨を記載）
←定義に該当する行動の有無でチェックはするが、介護の手間は記載がないと読み取れない

分かりやすい特記

「鍵の置き場所を忘れ週2.3回は自分で探している。周囲の対応が必要な状況ではないので特記のみ」

「毎日しつこく同じ話をするので「あり」としたが、家族は聞き流し、特に手間とはなっていない」

※4-12「ひどい物忘れ」については、周囲が対応をとる必要のある行動、又は状況があったかどうか

■ 5-3 「意思決定」理解して判断できるかどうかの能力が不明な特記

例：医療や介護保険の事は家族に相談している（又は家族の支援がいる）。

？

“相談、または説明すれば本人は理解して判断できる” = 「できる」

“相談や説明しても理解して判断はできない” = 「特別な～」

調査員によって、どちらの判断で記載されているかに違いがあり、確認が必要となっています

分かりやすい特記例

「日頃と違う事に関しては家族と相談をしているが、説明があると自分で理解して判断はできる。能力より“できる”とした」

※**能力評価**の項目なので、例えば家族が決定していても本人が理解して判断できる場合は能力より「できる」となる

以上の内容は「令和4年度要介護認定適正化事業」において、市内の認定調査内容について厚生労働省・認定適正化専門委員からも指摘を受けたものです。

確認

※“**頻度**”や“**介護の手間**”の記載もれがないか

※**判断根拠**が記載されているか

※**チェック間違い**ないか(特記=チェック)

※**判断に迷った時は「調査員テキスト」を再確認**

大和郡山市福祉部
介護福祉課 介護給付係
TEL 0743-53-1657 (直通)